

大阪市告示第1413号

次の施設について、令和6年10月27日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所及び開票所となることから、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月23日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立中央区民センター	令和6年10月27日（日）	午前9時30分から 開票事務終了時刻まで
大阪市立中央会館	令和6年10月27日（日）	投票事務開始時刻から 午後9時30分まで

（中央区役所市民協働課）